

グローバル・リスク・ウォッチ Vol.33

米国の法人減税が意味するもの 他

=====

《index》

1. 米国の法人減税が意味するもの(大山)
 2. これからがレース本番:バーゼルⅢ改革合意成立(勝藤)
 3. 大規模減税で意識される財政リスク(熊谷)
 4. 講演最新情報(2017年12月時点)
- =====

2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

これからがレース本番:バーゼルⅢ改革合意成立

有限責任監査法人トーマツ ディレクター 勝藤史郎

バーゼルⅢ改革の最終合意が漸く成立しました。12月7日、中央銀行総裁・金融監督当局長官グループ(GHOS)は、バーゼルⅢ改革の最終案を承認したことを公表しました。バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は同日、同改革の最終文書を公表しました。最終文書によれば、新たな国際規制の実施時期は2022年とされています。最後まで合意形成が長引いた「資本フロア」は72.5%とされました。2008年の金融危機をも踏まえ、銀行の自己資本比率規制の国際統一基準、特に所要自己資本算出の基となるリスクアセット(RWA)算出方法を抜本的に見直す改革案が最終合意したことで、国際金融規制の不確実性の一つが解消したといえます。国際協議の過程では、いくつかの大きな論点があり、合意は当初予定より1年間遅れました。しかしながら、バーゼルⅢ改革という長いマラソン(BCBS コーエン事務局長談)を走り抜けた関係各国当局者や民間金融機関の尽力には敬意を表すべきでしょう。

今回の最終合意は内容は総じて合理的で妥当なものといえます。まず、銀行に求められる所要自己資本について、BCBSが同時に公表した試算によれば、まず、新たなRWA算出手法による所要自己資本は、国際統一基準行の平均で現状比-0.5%減少、それ以外の銀行の平均で+3.8%の増加となっています。これは「銀行セクター全体で所要自己資本を大きく増加させずに」バーゼルⅢ改革を実施するという、G20の方針に沿ったものです。次に、信用リスク、オペレーショナルリスクの新たなRWA算出手法は、市中協議文書以降の民間意見を相応に取り入れたものとなっています。バーゼルⅢ改革当初は、バーゼルⅡまでの内部モデル手法推進方針を転換して、標準的手法による簡便性と比較可能性を重視した改革案が当局から提出されました。しかし、内部モデルによる精緻でリスクセンシティブなリスク計測を重視する意見が民間から出され、その後官民の度重なる協議により、最終文書は一部の内部モデルやリスクセンシティブな標準法を採用するものとなっています。例えば信用リスクにおいては、大企業のRWA計測への内部格付手法(IRB)を廃止して標準的

法(SA)に統一する市中協議案から、最終文書では基礎的内部格付手法(FIRB)の適用を認めました。オペレーショナルリスクにおいては、先進的手法(AMA)が廃止されることになったものの、新たな標準的手法(SA)においては、銀行の収益等規模と内部損失の双方を基にRWAを計測するリスクセンシティブな手法が採用されました。新たな国際規制の実施時期は2022年とされ、十分な準備期間が与えられています。また資本フロアの適用には、さらに2027年までの経過措置が設けられました。こうした側面からは、今回の最終合意の内容は民間金融機関にとっても歓迎すべきものといえます。

しかしながら、新たな国際規制の実施、および民間金融機関による対応という本来のレースはこれからといえます。まず、バーゼルⅢ改革による新規制の実施の遅れ、また各国間の実施時期にばらつきが生じることにより、銀行セクター間の公平な競争環境(level playing field)がそなわれる可能性がないとはいえません。バーゼルⅢ最終合意では、新たな規制の実施時期は2022年とされました。これは当初BCBSが目指していたと思われる2020年の実施より2年遅れとなります。また、資本フロアは72.5%で合意されたものの、2022年から2027年までは国際基準で軽減措置が設けられ、さらにその期間各国当局裁量でRWA増加額に+25%の上限を設けることができるとされました。資本フロアの水準合意が長引いた背景として、バーゼルⅢ改革により所要自己資本が大幅に増加することが見込まれる欧州の銀行を監督する当局が、フロア水準を引き下げを主張したことがあるといわれています。こうした軽減措置も欧州当局の意見の反映と憶測できます。欧州委員会(EC)が策定したEU自己資本要求指令(CRD)改正案においては、バーゼル国際合意の欧州域内導入を国際合意における施行時期よりも遅らせ、かつその後も一定期間所要自己資本に軽減措置を設けることが提案されています(FRTBなど)。

次に、民間金融機関にとっては、これからのバーゼルⅢ改革の本格的対応作業です。バーゼルⅢ改革の内容は大まかには、複雑な内部モデル手法からよりシンプルな手法への転換といえます。しかしそれは必ずしも民間金融機関の対応負荷が軽微であることを意味しません。例えば、信用リスク標準的手法の居住用不動産担保ローン(住宅ローン)のRWA算出には、ローンと担保不動産価値の比率(LTV)がRWA算出のリスクドライバーとして新たに採用されました。LTVは特に邦銀においては信用リスク計測の指標として必ずしも各銀行内でデータベース化されていません。またオペレーショナルリスクにおいては、粗利益をベースにRWAを算出する現行の基礎的手法(BIA)、標準的手法(TSA)が廃止され、内部損失をその要素の一つとする新SAに一本化されます。これまでBIAやTSAを採用してきた金融機関においては、今後内部損失データの収集と蓄積が大きな課題となります。さらに、マーケットリスクに係るバーゼルⅢ改革(FRTB)は、現行のマーケットリスク算出手法に比べてより複雑な手法となっており、システム対応に相当の負荷がかかると考えられます。所要自己資本についても、銀行全体の平均では上記の通り現行比大幅な増加は回避できたものの、その影響額には銀行により大きなばらつきがあります。各銀行は新規制の所要自己資本への影響についても再度分析を行い、必要に応じた資本政策を策定実施する必要があるでしょう。

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.